別　紙

**答申第１３６号**

## 第１　審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

## 第２　審査請求及び諮問の経緯

１　本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和３年１１月３０日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成１２年市条例第３３号。以下「条例」という。）第３条第１項の規定に基づき、岡山市平島地区における、１９７０年度から２０２０年度までの都市計画法上の開発許可に関する電磁的記録（開発許可年月日、開発区域、開発面積、開発区域の用途地域種類、開発許可条項、開発区域の用途種類）（以下「本件公文書」という。）についての公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　本件開示請求に対し、実施機関は同年１２月８日付けで、請求された本件公文書は都市計画法（以下「法」という。）第４７条第５項で交付、閲覧が定められており、条例第１４条の開示適用除外に該当するとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

３　上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、同年１２月２３日付けで本件公文書についての本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　実施機関は、令和４年１月１７日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第１６条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

## 第３　請求人及び実施機関の主張の要旨

1　請求人の主張要旨

条例第１４条で規定している「法令等による開示の実施との調整」は、同一公文書かつ条例第１３条第１項に規定する方法と同一の方法の場合に適用されるが、本件開示請求した本件公文書は、法第４６条に基づき調製した開発登録簿ではなく、従って条例第１４条第１項の適用はない。このため、処分判断は誤りである。

2　実施機関の主張要旨

請求人は本件審査請求の理由について、条例第１４条で規定している「法令等による開示の実施との調整」は、同一公文書かつ条例第１３条第１項に規定する方法と同一の方法の場合に適用されるが、本件開示請求はこれに該当せず、処分判断は誤りであると述べているが、法第４７条第１項に基づき調製した開発登録簿において、開発許可年月日、開発区域、開発面積、市街化区域及び市街化調整区域の別（開発区域の用途地域種類）、該当条文（開発許可条項）並びに予定建築物の用途（開発区域の用途種類）を記載しており、窓口で無料閲覧および写しの交付を行っている。請求内容は、法に基づく方法で開示されているため同一の方法と判断できる。従って、条例第１４条に該当するものであるため、非開示とした。

## 第４　審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1　本件公文書の概要

(1)　本件公文書の管理状況について

実施機関は、法第４６条の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）を調整し保管している。登録簿は都市計

画法施行規則（以下「法施行規則」という。）第３６条第１項の規定により、調書及び図面で組成されており、法第４７条第１項で規定する各事項が登録されている。

実施機関の職員は、調書の作成及び登録簿の管理を行うために、調書に登録すべき各事項を登録簿管理用のパソコンに電磁的記録として保存している。

この電磁的記録の内容は、開発許可年月日、開発区域、開発面積、市街化区域及び市街化調整区域の別、該当条文並びに予定建築物の用途の各項目をその記録に含むものとなっており、請求者が閲覧を請求している項目の「開発区域の用途地域種類」は「市街化区域及び市街化調整区域の別」に、「開発許可条項」は「該当条文」に、「開発区域の用途種類」は「予定建築物の用途」に各々相当している。

(2)　登録簿の閲覧及び写しの交付について

実施機関は法第４７条第５項の規定により、登録簿を閲覧に供するとともに、請求があったときは、その写しを交付しなければならないとされている。

閲覧は、実施機関の設けた法施行規則第３８条第１項に規定する開発登録簿閲覧所において、調書及び図面の紙による閲覧を実施している。

写しの交付の請求があったときは、当該電磁的記録から、調書に登録すべき各事項を紙に印刷した調書の写し及び図面の写しを作成し、登録簿の写しとして交付している。

なお、調書の閲覧については、当該パソコンで管理されている当該電磁的記録をパソコンの画面に表示したものの閲覧は行っていない。これは登録簿の管理用のパソコンがその用途において、登録簿の調書の内容等の登録、削除及び修正等の機能

を有するため、実施機関の職員以外の者の利用に供することを想定していないためと認められる。

2　本件公文書と法第４７条第５項により閲覧を行う調書の同一性及び本件開示請求による開示の方法と法第４７条第５項による閲覧の方法の同一性について

条例第１４条により法令等による開示の実施との調整を実施することとなるのは、開示請求に係る公文書が、法令の規定により条例第１３条第１項に規定する方法と同一の方法で何人にも開示することとされている場合とされていることから、公文書の同一性と開示方法の同一性について以下に検討する。

(1)　本件公文書と法第４７条第５項により閲覧を行う調書の同一性について

請求者が閲覧を請求している本件公文書の内容は、登録簿管理用のパソコンに調書の電磁的記録として保存され、法第４７条第５項により閲覧を行う調書に含まれる事項と同一のものであるといえる。

(2)　本件開示請求による開示方法と法第４７条第５項による閲覧の方法の同一性について

請求者は開示の方法として、電磁的記録を紙に出力したものではなく、電磁的記録をパソコンの画面に表示したものの閲覧を求めていると考えられるところ、開示の実施の方法は、条例第１３条の規定により「電磁的記録についてはその種別、技術の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」と規定されている。

岡山市情報公開条例施行規則第６条第２項では、閲覧の方法等として、「フィルム、テープ及び電磁的記録については、指定の場所で、紙に出力し、若しくは採録したものを閲覧に供し、又は視聴することにより行うものとする。」と規定している。

この場合に、開示請求者の求めに応じて、電磁的記録をパソコンの画面に表示したものを閲覧させる義務を実施機関が負うかどうかが問題となる。

本件開示請求の場合、本件公文書は登録簿管理用のパソコンに調書の電磁的記録として保存されていることから、当該パソコンの画面により閲覧することとなるが、１(2)で述べたとおり、本件公文書の電磁的記録をパソコンの画面に表示したものの閲覧は行っていない。

条例第１３条第１項は、開示の実施方法として「電磁的記録についてはその種別、技術の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」とするところ、その開示の実施のために、あらゆる措置を講ずべき義務を実施機関に課しているとは解し難い。特に本件電磁的記録をパソコンの画面に表示したものを閲覧させるということには、パソコン管理上の技術的な困難あるいは事務的な不便がある。このような状況のもとでは、電磁的記録を保有する実施機関は、電磁的記録を閲覧に供する方法についての裁量権を有し、所有する通常の設備技術により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で開示すれば足りると解するのが相当である。

そうすると、本件開示請求においては、紙に出力したものを閲覧に供することにより行えば足り、電磁的記録をパソコンの画面に表示したものを閲覧させる義務を実施機関が負うとはいえない。この場合には、法第４７条第５項の規定により実施している閲覧と同一の方法で開示することとなる。

(3)　以上によれば、本件公文書と法第４７条第５項により閲覧を行う登録簿の調書は同一の内容であり、また本件公文書の開示の方法と法第４７条第５項による開示の方法は同一の方法で

あり、この方法により何人にも開示することとされているといえる。

３　本件非開示決定の妥当性について

以上のことから，本件開示請求につき、実施機関が条例第１４条に規定する開示請求に係る公文書が法令の規定により、条例第１３条第１項に規定する方法と同一の方法で何人にも開示することとされている場合に該当し、当該同一の方法による開示を行わないとしたことは妥当であると判断した。

４　結論

以上の理由により、当審査会は、第１記載のとおり判断するものである。

## 第５　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 令和４年　１月１７日 | 諮問書の収受 |
| 令和４年　２月　３日 | 請求人側反論書の収受 |
| 令和４年　５月１７日 | 審議 |
| 令和４年　６月２４日 | 審議 |
| 令和４年　７月１１日 | 審議 |
| 令和４年１０月２８日 | 審議 |
| 令和４年１１月１６日 | 審議 |
| 令和４年１２月２３日 | 審議 |
| 令和５年　１月１８日 | 審議 |
| 令和５年　２月　９日 | 審議 |